

## 国が保有する化学物質の有害性情報等の公表について

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

平成 23 年 4 月 1 日付けをもって、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正化審法」という。）が施行されました。今後、改正化審法のもとで、国はスクリーニング評価及びリスク評価（以下「スクリーニング評価等」という。）を段階的に実施し、化学物質のリスクに応じた規制措置を講ずる予定です。

こうしたスクリーニング評価等には化学物質の有害性情報等<sup>※</sup>が不可欠です。有害性情報等がない場合、スクリーニング評価では、最も厳しい有害性クラス（デフォルト）を用いた評価が実施される予定です。

スクリーニング評価等には、義務又は任意により事業者からご報告いただいた有害性情報等が活用される他、国内外の文献を調査すること等により有害性情報等を収集しています。

現時点における国の有害性情報等の保有状況を明らかにすることで、事業者の方々が国が既に保有する情報との重複を避けて情報収集いただけるよう、資料 1 及び資料 2 により、国が保有する有害性情報等を公表いたします。本資料は整理できたものから順次公表することとし、公表済みの資料についても随時情報の追加、訂正等の差し替えを行う予定である旨ご了承ください。

各事業者におかれては、今後化学物質に関する情報を収集される際、保有する有害性情報等を任意報告いただく際に、本資料をご活用いただければ幸いです。

※有害性情報等：ここでは、人健康に係る有害性、生態に係る有害性、生分解、生物濃縮性及び物理化学的性状を指す。

### ー公表資料ー

#### 1. 国が保有する化学物質の有害性情報等

資料 1：国が保有する化学物質の有害性情報等（化学物質別の一覧表）

資料 2-1：人の健康に係る有害性情報（\*追って公表予定）

資料 2-2：生態に係る有害性情報（\*追って公表予定）

資料 2-3：生分解

資料 2-4：生物濃縮性（\*追って公表予定）

資料 2-5：物理化学的性状（\*追って公表予定）

#### 2. 参考資料：

参考 1：資料の見方について

参考 2：国への有害性情報等の報告

### ー問い合わせ先ー

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室（TEL：03-5253-1111（内線：2427））

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室（TEL：03-3501-0605（直通））

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室（TEL：03-5521-8253（直通））